平成２７年（フ）第４５８２号
大阪市西成区南津守４丁目１番５―1210号
債務者　仲矢　美香
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８５９号
堺市堺区榎元町４丁２番30号
債務者　司龍こと　塚﨑　　司
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９１２号
大阪府河内長野市木戸東町８番９―305号
債務者　中田七十士
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９１３号
大阪府河内長野市木戸東町８番９―305号
債務者　中田三重子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
愛知県豊田市北一色町向イ平328番地15
債務者　舘尾エリオこと　ＴＡＴＥＯ　ＨＥＬＩＯ
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
愛知県豊田市北一色町向イ平328番地15
債務者　舘尾きよみこと　ＴＡＴＥＯ　ＡＤＲＩＡＮＡ　ＫＩＹＯＭＩ
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５９３号
大阪市東淀川区瑞光５丁目５番１―416号
債務者　西畑　春希
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４１号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台３丁目１番地７302
債務者　小林　　純
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４１号
岡山県倉敷市下津井田之浦１丁目10番４号
債務者　藤本　百恵
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２３号
東京都清瀬市竹丘３丁目７番18号ハイツ竹丘107号
債務者　井上　美幸
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６５７号
横浜市緑区台村町189番地９
債務者　野口佐久子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７４号
東京都小平市天神町２丁目26番10―205号
債務者　岩田　州高
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４８号
静岡県掛川市吉岡1488番地の64
債務者　安富祖勇こと　アフソ　ジョージ　イサム
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４４９号
静岡県掛川市吉岡1488番地の64
債務者　安富祖エリザエこと　ヤマシロ　アフソ　エリザ　エミコ
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４４９号
岡山市北区富原3867番地21カナンハイツＡ棟Ａ402、旧住所岡山市南区東畦692番地105
債務者　原田　聡志
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３４号
栃木県宇都宮市陽東２丁目13番８号　阿久津ハイツ306号室
債務者　山ノ井孝征
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係